

平成11年 3月24日制定
平成13年10月 1日改正
平成17年 3月10日改正
平成19年 6月 1日改正
平成22年 6月 1日改正
平成24年 4月 1日改正
平成27年 6月22日改正
平成28年 7月20日改正
令和 7年11月 6日改正

施工体制等立入り点検の実施について

1 要旨

土木建築局における工事の適正な施工の確保及び不良不適格業者の排除の徹底を図るため「県工事における施工体制等立入り点検の実施について」(平成11年3月24日付け通知)、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号) 及び「発注者関係事務の運用に関する指針」に基づき実施している。

2 点検実施の目的

中間・完了検査ではカバーできない実際の施工体制等を把握するため、次の目的で実施する。

- (1) 不良不適格業者の排除の徹底（一括下請の排除、技術者の適正配置「専任制確保」の推進）
- (2) 県工事施工業者への建設業法及び約款遵守の意識啓発（届出、承認手続等の適正化）
- (3) 県工事における適正な元請・下請関係の確保（契約書整備、前払金等の代金支払の適正化）
- (4) 施工体制台帳の整備

3 実施内容

(1) 点検に対する基本スタンス

- ① 施工の実態が把握できる抜打ち方式として相手方に事前通知を行わない。
- ② 執行体制の確保がなされるまで、各発注機関が必要に応じて限定実施する。
- ③ 最小コストで最大効果を得るために、PR活動を展開する。
- ④ 不適切な事例が確認された場合は「専任等違反事例の対応方針」により対応する。

(2) 点検項目及び内容（様式一2参照）

- ① 施工体制の状況
- ② 事務的整理の状況
- ③ 元請業者監督員の状況
- ④ 一括下請の状況

(3) 適用対象工事

- ① 低入札価格調査制度により契約した工事
- ② 県外企業を下請負人としている工事
- ③ 別紙1「施工体制等立入り点検の点検項目と対象工事の選定のガイドライン」を参考とし、発注機関の長が指定する工事（本庁関係課からの要請を含む）

(4) 適用

令和7年11月6日以降実施する施工体制等立入り点検に適用する。

(5) 実施体制

実施する体制は、原則次のとおりとし、本庁関係課も必要に応じて応援参加する。（発注機関の長が工事主管課、入札制度担当課等に協力要請する。）

なお、建築工事関連の本庁発注工事については、本庁発注課での対応とする。

編成	担当職員等	担当職務
リーダー	発注機関の技術次長 (又はそれに準じる者で各発注機関の長が指名する者)	全体調整等 (技術者能力試問等を含む。)
技術班	工事担当課長 (又は参事、主幹若しくは当該工事の担当でない事業係長等でリーダーが指名する者)	施工体制、監督員、一括下請けの状況等
事務班	発注機関の事務次長 (又は建設業許可事務の所管担当課長又は担当係長等でリーダーが指名する者)	事務的整理の状況等
監督員	当該工事の監督員（必要に応じて）	点検の円滑な実施のための調整等
その他	必要に応じて追加 (本庁関係課の応援職員)	リーダーが指定する項目

4 実施結果の集約と活用

- (1) 実施結果を今後に活用するため、点検実施機関は、点検結果（様式一1、2）を技術企画課に実施毎に報告する。
- (2) 工事検査時に点検結果を検査員に提示する。
- (3) 検査員は、点検結果を工事成績評定に反映する。